

新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す人々など、 すべての人に安心できる住居の確保・維持を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う政府の緊急事態宣言の影響により、急激な収入の減少や仕事を失うなどで収入が減少し、多くの人々が家賃の支払いが困難になる状況が生じています。仮に緊急事態宣言が終結しても、営業や外出の自粛が引き続き求められ、今後、時間の経過とともに、こうした人々が爆発的に増えることも予想されます。

しかし、家賃の滞納が続いた場合には、債務不履行を理由として賃貸借契約を解除され、明け渡しを求められるおそれもあります。また、緊急事態宣言に伴うインターネットカフェや漫画喫茶、サウナなどの休業により、行き場をなくした人々も増えています。生活の基盤というべき住まいを失った場合には、生活が成り立たなくなり、貧困のスパイラルにおちいってしまいかねません。一度、住まいを失ってしまうと、仕事を探す上でも不利になります。また、住まいは社会保障の基盤であり、いくら制度があっても、支援を受けられず、福祉にもつながれなくなってしまいます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、「ステイ・ホーム」ということが奨励されていますが、ウイルスから身を守ることも含め、生活を支えていくためにも、すべての人たちの安心できる住まいの確保・維持を最優先とする政策が求められています。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

- 1 住居確保給付金について、完全失業してなくても受けられるようになるなど、要件の緩和や運用の改善が相次いでいるものの、新型コロナウイルス感染拡大によって家賃の支払に困難を来す生活困窮者を支援するため、住居確保給付金のさらなる制度の改善をはかること。
 - (1) 現実に家賃支払いが困難となっている人の大部分が対象から外れることのないよう、支給対象者の要件である収入基準額を引き上げること。家賃の全額をまかなえない世帯が多数生じないよう、支給上限額を引き上げること。
 - (2) 相談者の殺到や支給事務の混乱・遅延を避けるため、「2年以内に離職又

は減収」という要件と「誠実かつ熱心に求職活動」を行うことの要件を廃止すること。

(3) 大学生・専門学生等が支援の対象となるよう、「離職等の前に主たる生計維持者であったこと」という要件を廃止すること。

(4) 失業者が職業訓練によって新たな技能を身に付けた上でより良い再就職を果たす機会を保障するため、求職者支援法に基づく職業訓練受講給付金との併給を認めないとの要件を見直すこと。

2 ネットカフェ休業により行き場をなくした人たちをはじめ、すべての住居困窮者に対し、相部屋の施設に誘導するのをやめ、ホテルの借り上げなども含め、個室の安心できる場所を提供すること。空き家・空き室を活用した住宅支援を強化すること。

3 生活や生業の基盤を失うおそれのある国民が増え続けている現状からすれば、テナントの賃料に対する支援策とともに、緊急事態宣言の影響により住まいの賃料の支払が困難になった場合に、一定期間の賃料の支払を猶予し、それらの滞納に基づく賃貸借契約解除を制限するため、特別措置法を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 19 日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛